

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 一 政府は、保育士の処遇の改善に係る措置として、労働者が職務に応じた待遇を雇用の形態にかかわらず受けることができるようにすることの確保の見地も踏まえ、その給与の水準が国の常勤の職員である保育士の給与の水準に達しない保育士に係るその格差の是正のための措置を講ずることを明記するものとする。

（附則第二条の二第一項関係）
- 二 政府は、子ども・子育て支援の実施を図る上で保育の需要に応ずるに足りる保育所等の確保が喫緊の課題となっている状況に鑑み、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が早急に整備されるよう、附則第二条の二第一項に規定する措置のほか、公的機関が保有する土地、建物等の活用を図るための措置その他の所要の措置を講ずるものとする。

（附則第二条の二第二項関係）